

猿渡公園

公募設置等指針及び指定管理者募集要項

令和4年10月

刈谷市


目次

目次

■. 用語の説明	1
1. 事業の概要	3
(1) 事業の目的	3
(2) 猿渡公園の概要	3
(3) 業務範囲	5
(4) 事業の流れ	7
(5) 事業期間	8
2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	9
(1) 公募対象公園施設の種類	9
(2) 整備に関する条件	9
(3) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	11
(4) 公募対象公園施設の毎年の収支報告	11
3. 特定公園施設等の設置等に係る事項	12
(1) 特定公園施設の種類	12
(2) 整備に関する条件（共通事項）	12
(3) 特定公園施設の建設について【必須提案施設】	13
(4) 特定公園施設の建設について【任意提案施設】	15
(5) 市による特定公園施設の整備費用の負担	16
(6) 特定公園施設の使用料の額の最低額	16
4. 利便増進施設の設置に関する事項	17
(1) 看板又は広告塔の設置	17
(2) 利便増進施設を設置する場合の占用料	17
5. 管理運営（指定管理者）に関する事項	18
(1) 指定管理者が行う業務の範囲	18
(2) 指定管理者が遵守する法令等	18
(3) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置	18
(4) 特定公園施設や指定管理区域の管理運営に関するその他の事項	18
(5) 市による指定管理料の負担	18
(6) 提案事業	19
(7) オープニングセレモニーの実施	19
(8) クリーンサポート刈谷との連携	19
(9) デジタル化の取組について	19

6. 公募の実施に関する事項等-----	20
(1) 公募への参加資格-----	20
(2) 設置又は管理の許可-----	22
(3) 提供情報-----	22
(4) 事業破綻時の措置-----	22
7. 公募の手続きに関する事項等-----	23
(1) 日程-----	23
(2) 応募手続き-----	23
(3) 事務局-----	27
(4) 受付時間-----	27
(5) 審査方法等-----	27
(6) 選定委員会-----	28
(7) 公募設置等予定者等の決定-----	30
(8) 公募設置等計画の認定-----	30
(9) 契約の締結等-----	30
(10) リスク分担等-----	31
(11) 法規制等-----	33

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #ADD8E6;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #333; color: white;">従前</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #000080; color: white;">新制度</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #000080; color: white;">収益を充当</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等 									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 									

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> • P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> • 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> • 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> • 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

猿渡公園は、刈谷市（市制 50 周年、以下本市）と姉妹提携都市（提携 20 周年）であるカナダのミササガ市との友好を記念して整備されました。

人と人、人と自然とのふれあいを基本とした「森・草原・花」を整備テーマとして、休憩所・トイレなどの施設をログハウス調にし、時計塔はミササガ市庁舎を模したデザインとするなど、カナダのミササガ市をイメージできるような公園となっており、「ミササガパーク」の愛称で親しまれています。そして、デイキャンプ場ではバーベキュー利用もできるため、市内はもとより市外からの利用者で年間を通して賑わい、公園中心部にある芝生広場はバラやシバザクラとともに猿渡公園のシンボルとして親しまれています。

その一方で、バーベキューで発生するごみの放置や禁止エリアでのバーベキュー利用、周辺道路への路上駐車などが発生しており、適切な公園施設の利用の徹底やシバザクラ、バラなどの専門的な植栽管理が課題となっております。

また、本市では近隣公園において健康づくりの場の創出を目的に、ウォーキングコースや健康遊具を整備し、幅広い年代の多くの市民の皆様にも親しまれる公園となるよう公園の再整備に取り組んでいます。

そこで、ミササガパークの特徴をいかした効果的な再整備や、さまざまな課題に対応するため、『公募設置管理制度』いわゆる Park-PFI 及び『指定管理者制度』の2つの制度を合わせて導入し、民間の資金と創意工夫を取り入れることにより更なる賑わいを形成し、公園の利活用の促進と効率的で適切な維持管理を推進することを目的とします。

(2) 猿渡公園の概要

施設設置条例	刈谷市都市公園条例（昭和35年4月1日条例第5号）
施設名称	猿渡公園（ミササガパーク）
公園所在地	愛知県刈谷市半城土西町 2-4
都市計画決定面積	3.0ha
開設面積	約 3.3ha（友好の森含む）
開設日	平成 13 年 3 月 24 日
公園種別	近隣公園
主な公園施設	草原の広場、ミササガの森、お花畑（シバザクラ）、バラ園、花のトンネル（バラ）、のぞみの丘、デイキャンプ場、水の広場、休憩所（ミササガ市庁舎風）、トイレ（ログハウス調）、メインゲート、友好記念モニュメント（熊）、50周年記念モニュメント（塔）、メイプルリーフ、複合遊具、友好の森、駐車場など
駐車台数	一般車 113 台、身障者用 2 台
用途地域	市街化調整区域、市街化区域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域）
容積率	200%（市街化調整区域）、150%（市街化区域）
防火地域	防火指定なし

■既存建築物一覧(開設面積：32,700 m²)

No.	建物種類	建築面積 (m ²)	建ぺい率 (%)
①	四阿 (メインゲート)	39.14	0.12
②	四阿 (シバザクラ側)	27.00	0.08
③	四阿 (ミササガ市庁舎風)	41.88	0.13
④	四阿	4.00	0.01
⑤	炊事場 (デイキャンプ場)	17.50	0.05
⑥	便所 (南側)	15.66	0.05
⑦	便所 (北側)	21.60	0.07
⑧	物置 (南側便所横)	5.37	0.02
	既設建築物計	172.15	0.53

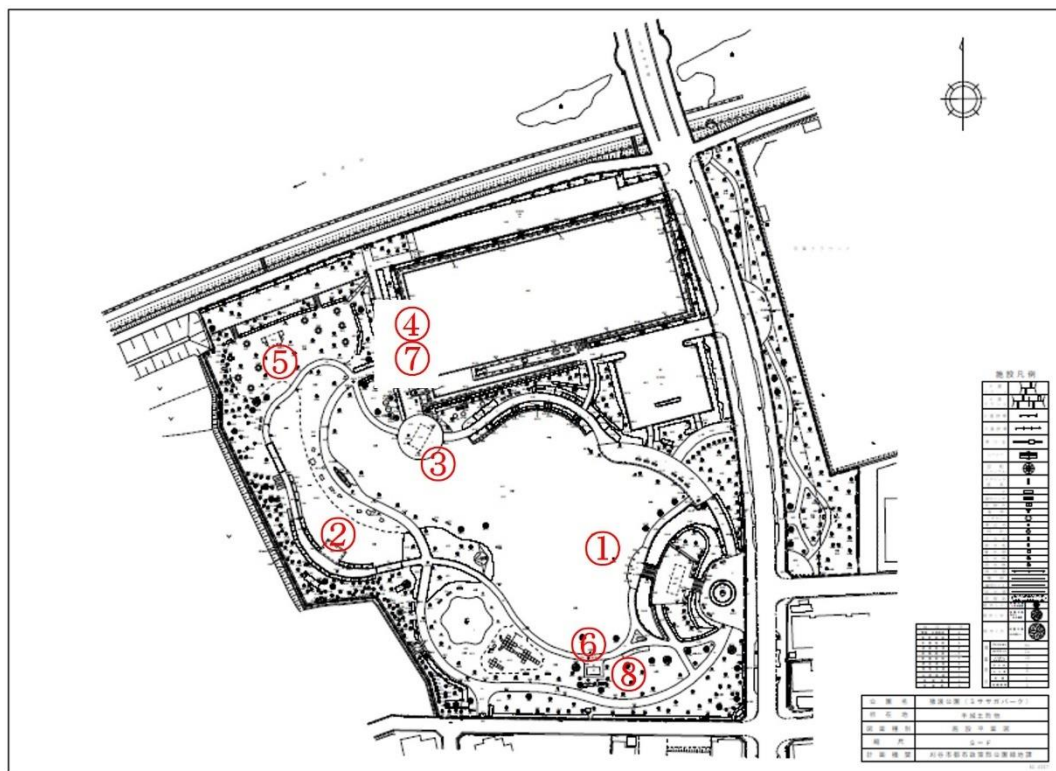


図 既存建築物位置図

上記の図の中の番号は上記の表「既存建築物一覧」の番号と対応します。

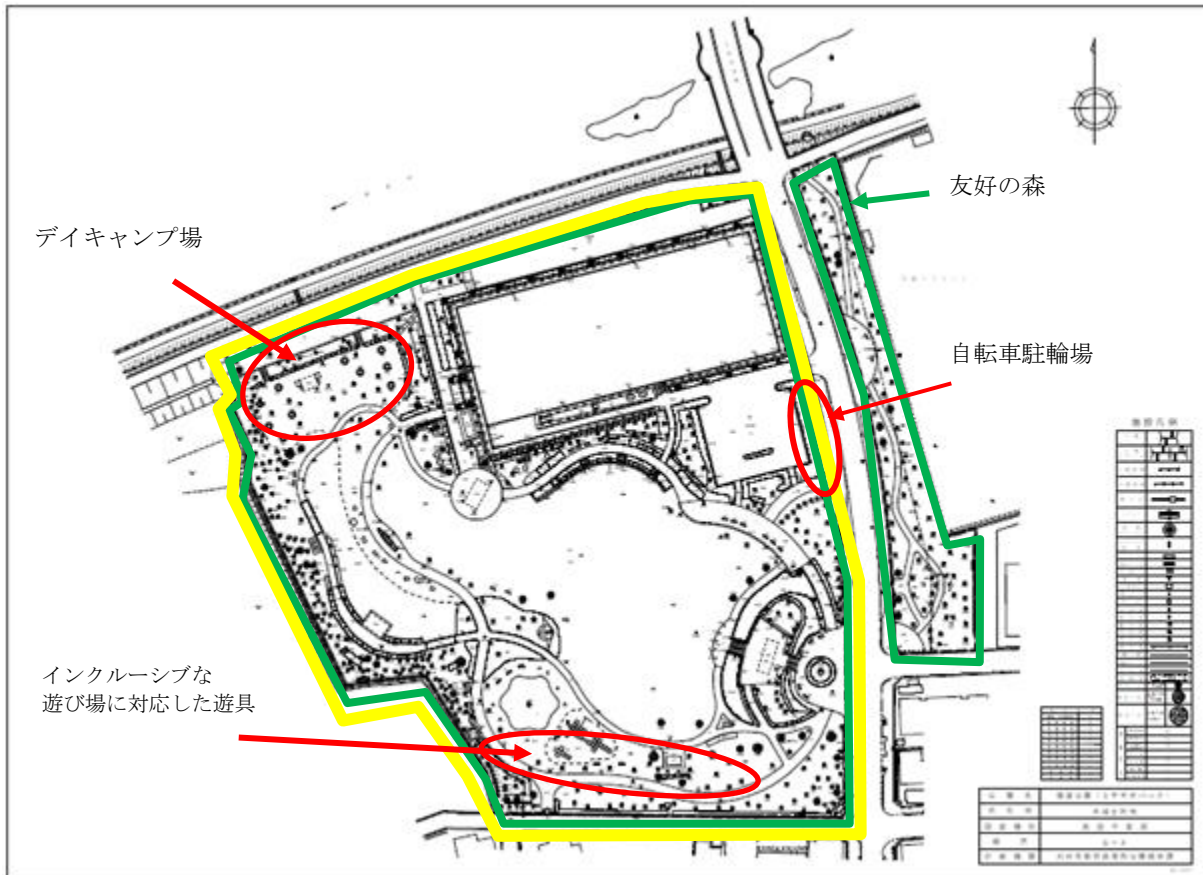
(3) 業務範囲

【事業対象区域】

本事業における区域は、次のとおりとします。

事業区域面積 猿渡公園約 3.3ha

公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の設置可能な範囲は整備に関する条件を前提としたうえで、公園全体とします。一部の特定公園施設については指定された場所に整備してください。



公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能な場所（都市計画決定区域）

場所指定のある特定公園施設整備可能な場所

指定管理区域（都市公園区域）

図 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア

【業務の概要】

事業者には、猿渡公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ア 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- イ 特定公園施設の設計業務
- ウ 特定公園施設の建設業務
- エ 特定公園施設の譲渡業務
- オ 利便増進施設の設置及び管理運営業務
- カ 指定管理による指定管理区域の管理運営業務（特定公園施設を含む。公募対象公園施設及び利便増進施設を除く。）

【費用負担及び役割分担】

項目		公募対象公園施設	利便増進施設	特定公園施設	指定管理区域
設計・整備工事	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	/
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者と本市	
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて整備 工事中は都市公園占用許可	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて整備 工事中は都市公園占用許可	公園施設譲渡契約により認定計画提出者が整備したものを本市へ譲渡	
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	本市	本市 ※提案事業は認定計画提出者の負担により実施
	財産管理	認定計画提出者	認定計画提出者	本市	本市
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて管理運営	認定計画提出者が猿渡公園の指定管理者の指定を受けて管理運営	認定計画提出者が猿渡公園の指定管理者の指定を受けて管理運営

(4) 事業の流れ

ア 公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

イ 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

ウ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

エ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。整備工事期間中は都市公園法第6条に基づく公園占用許可を与えます。供用開始に伴い、都市公園法第5条に基づく公園施設の管理許可を与えます。なお、公募設置等計画に基づく工事中は、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受けるものとします。

オ 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が費用の一部を負担し当該特定公園施設を取得します。

カ 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

キ 公園全体の管理運営

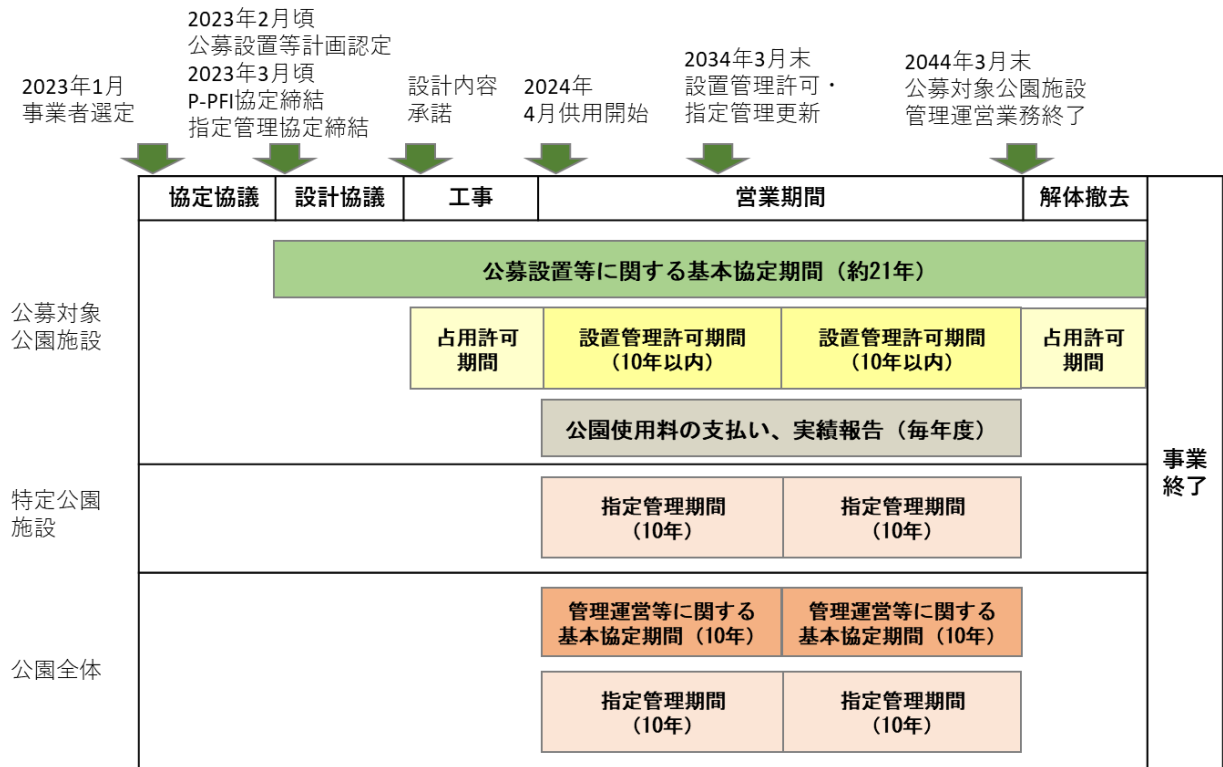
本市は、認定計画提出者を公園全体（特定公園施設を含む。公募対象公園施設、利便増進施設を除く。）における管理運営の「指定管理者」とすることを予定しています。

(5) 事業期間

公募設置等計画の認定の有効期間は2024年(令和6年)の4月から2044年(令和26年)3月末までとします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、2024年(令和6年)の4月から2034年(令和16年)3月末までの10年間とします。ただし、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間2044年(令和26年)3月末まで許可を与えることとします。なお、公募対象公園施設の整備工事、撤去原状回復の期間は設置管理許可期間には含まず、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受けるものとします。

また、指定管理期間は、議会の議決を経た上で、2024年(令和6年)4月から2034年(令和16年)3月末までの10年間とします。ただし、公募対象公園施設の設置管理許可を更新した場合は、指定管理期間を上記認定の有効期間2044年(令和26年)3月末まで更新します。



2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類の種類

必ず提案していただく必須提案施設と、民間事業者の意思で提案していただくことができる任意提案施設があります。

ア 必須提案施設

軽飲食を提供する飲食店等の便益施設を提案してください。

イ 任意提案施設

近隣住民の健康増進の場となる運動施設や、賑わいの形成、公園利用者の利便性の向上に資する公園施設を提案してください。

※公募対象公園施設の必須提案施設と一体的な建物として整備することも可能です。

(2) 整備に関する条件

下記条件に基づいて設置してください。

ア 公募対象公園施設は、猿渡公園の草原の広場、お花畑（シバザクラ）、バラ園、デイキャンプ場など、ミササガ市をイメージして整備された他の公園にはない魅力や特色がある公園施設と一体的に活用可能な施設を提案してください。

イ 公園区域内にあることを鑑み、猿渡公園の利用者をターゲットとした商品メニュー、金額を設定してください。設置が可能な場所は、公募設置等指針1(3)【事業対象区域】「 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア」内とします。

ウ 公募対象公園施設の建築面積の上限は設けません。既存の公園施設や本事業で提案する公募対象公園施設、特定公園施設を含めて、都市公園法上の建蔽率を超えない範囲内で提案をしてください。

エ 猿渡公園の良好な自然景観に配慮し、以下の条件で提案してください。

(ア) 導入施設の色彩、意匠は、公園及びその周辺の景観に調和したものとしてください。

(イ) 導入施設の配置は周囲の公園景観に配慮した計画としてください。

(ウ) 施設の周辺には景観を阻害するものの設置は控えてください。

(エ) 室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は目立たない位置にするなど、景観に配慮してください。

(オ) バラやシバザクラ、芝生広場の魅力を損なわない提案にしてください。

(カ) 道路沿いの植栽を保全してください。なお、工事などで既存の樹木や植栽をやむなく撤去する場合は新たな植栽や樹木を導入してください。

(キ) 看板を設置する場合は、色、個数、大きさ等について過度にならない計画としてください。

オ 公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、また既存施設の立地や配置等を考慮した動線を確保してください。

- カ 猿渡公園の魅力向上を図り、賑わいの向上や集客につながる提案にしてください。
- キ 公園利用者へのサービス向上だけでなく、地域全体の魅力向上や活性化に資するものとしてください。
- ク 必須・任意の公募対象公園施設の設置管理、運営については、自然環境に配慮した方法を提案してください。
- ケ 景観に配慮し、公募対象公園施設に付随した植栽等の提案も可能とします。
- コ 既存施設の内、休憩所(ミササガ市庁舎風)、メインゲート、友好記念モニュメント(熊)、50周年記念モニュメント(塔)、メイプルリーフは撤去しない提案にしてください。その他の既存施設については、公園の機能に支障がない提案であれば、撤去や改修を可能とします。
- サ 公募対象公園施設の設置管理、運営については、周辺住民や自然環境に配慮し、特定の利用者に限定される施設や騒音の発生等により周辺住民に迷惑をかけることのないようにしてください。
- シ 施設に必要なインフラ(上下水道、電気、ガス等)施設は、認定計画提出者の負担にて整備してください。また、インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行う際は、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。
- ス 公募対象公園施設のインフラは、既存施設や特定公園施設とは独立して設けることを基本としますが、既存施設や特定公園施設のインフラから接続しても支障がない場合は、市と協議のうえ、接続することができるものとします。その場合は、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用料を区分できるようにしてください。
- セ 公募対象公園施設は建築基準法、都市公園法、消防法、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物としてください。また、関係機関等との協議や届出、検査など必要な手続きは遅滞なく行ってください。
- ソ 公募対象公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成24年3月国土交通省)を遵守してください。
- タ 建築確認申請、その他整備のために必要となる関係機関との協議や届出、検査など必要となる手続きは、認定計画提出者の負担により実施してください。
- チ 営業期間終了日以降、(設置管理許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。)公募対象公園施設を撤去し、原状回復して本市に返還していただきます。ただし、本市が事業期間終了後も活用する場合は、この限りではありません。
- ツ 刈谷市民に特典のあるサービスや仕組を提案してください。
- テ 公募対象公園施設におけるアルコールの提供は可能です。
- ト 園内に植樹されている記念樹をやむを得ず撤去する場合は別の場所へ移植してください。完全に撤去することが必要な場合は、本市と協議のうえ決定することとします。

(3) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、提案する施設の面積に対して、自ら提案した使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として本市に支払っていただきます。

使用料単価の最低額は以下の金額を参考に提案してください。

公募対象公園施設の使用料の下限	1, 0 1 0 円／㎡年 以上
-----------------	------------------

(4) 公募対象公園施設の毎年の収支報告

公募対象公園施設については本市に毎年の収支報告をしてください。

3. 特定公園施設等の設置等に係る事項

(1) 特定公園施設の種類

必ず提案していただく必須提案施設と、民間事業者の意思で提案していただける任意提案施設があります。特定公園施設は、建設後に本市に譲渡していただき、認定計画提出者が管理運営を行います。設置が可能な場所は、公募設置等指針1(3)【事業対象区域】「 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア」内とします。

ア 必須提案施設

- ・《休養施設》デイキャンプ場（バーベキュー場）（改修）
- ・《管理施設》公園管理事務所（パークセンター）（新設）
- ・《遊戯施設》インクルーシブな遊び場に対応した遊具（新設）
- ・《便益施設》駐輪場（新設）
- ・《休養施設》休養施設（改修）
- ・《修景施設》メイプルリーフ（改修）

イ 任意提案施設

- ・賑わいの創出に資する施設（新設）
- ・ウォーキングを促す施設や健康遊具（新設）
- ・その他（バラやシバザクラ、トイレ、花や緑の空間、修景等）（改修）

(2) 整備に関する条件（共通事項）

ア 公募対象公園施設等の設置等に係る事項(2)整備に関する条件の(エ)(コ)の条件に基づいて提案してください。

イ 維持管理に配慮した施設としてください。

ウ 施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設の引き込み等を行う際は、各インフラ管理者との協議は認定計画提出者が行ってください。

エ 特定公園施設は、建築基準法、都市公園法、消防法、その他関係法令の規定に適合させてください。また、関係機関等との協議や届出、検査など必要な手続きは遅滞なく行ってください。

オ 特定公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成24年3月国土交通省）を遵守してください。

カ 建築確認申請、その他整備のために必要となる関係機関との協議や届出、検査など必要となる手続きは、認定計画提出者の負担により実施してください。

ク 特定公園施設の設計及び建設業務においては、本市の完了検査を受ける必要があります。

ケ 本事業に際して、特定公園施設の整備費用のうち、本市が負担する額に対しては「官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用して国からの支援を受けることとしておりますので、工事費内訳の資料等、申請に必要な資料を提出して

ください。

コ 特定公園施設の整備に際しては、公的基準等に従って施工してください。

サ 必須・任意の特定公園施設の設置・管理、運営については、周辺住民や自然環境に配慮した方法を提案してください。

シ 園内に植樹されている記念樹をやむを得ず撤去する場合は別の場所へ移植してください。完全に撤去することが必要な場合は、本市と協議のうえ決定することとします。

ス 上記に定めのない場合は、本市と協議のうえ、適切な施工としてください。

(3) 特定公園施設の建設について【必須提案施設】

ア デイキャンプ場

(ア) デイキャンプ場を再整備し管理運営を行っていただきます。デイキャンプ場の利用は従前と同様に無料とします。リニューアルのタイミングで、デイキャンプ場の施設利用を本市の「公共施設予約案内システム」を利用した予約制に変更します。

(<https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/1007965/index.html>)

(イ) デイキャンプ場の位置は現状と同じ場所としてください。(下記の表「従前のデイキャンプ場の施設」)

(ウ) デイキャンプ場は既存の施設を活用しても構いませんが、更なる利用促進を目指し、従前と同等或いはそれ以上の規模と施設(例 BBQ テーブル取替、電源設置等)やサービス内容(有料のサービスも可能)を提案してください。

(エ) 公園管理事務所の営業時間(提案を基に協議し決定)外には施錠できる仕様で、デイキャンプ場の区域が明確になるような施設を提案してください。

(オ) 周辺の植栽地も利活用と景観の向上を目的とした整備が可能です。

■従前のデイキャンプ場の施設 利用可能時間：午前9時～日没まで

種類	仕様	備考
屋根付共同炊事場	1 か所	炭捨て場 2 か所、水栓 6 か所
野外卓	10 基	かまど無 1 ヶ所当たり 7~8 人前後利用可
フリーサイト	約 540 m ²	6 区画程度

イ 公園管理事務所(パークセンター)

(ア) 公園の管理全般に必要な公園管理事務所(パークセンター)を設置していただきます。その際には後掲するパークセンター整備の要求水準を最低限遵守してください。

(イ) 外壁等雨掛り部については、耐候性、耐久性、修繕の容易性等について十分に考慮した提案としてください。また、施設の長寿命化に向けたメンテナンス方法や費用も合わせて提案してください。

■パークセンター整備の要求水準

a 事務室

指定管理者の執務場所として、必要な職員が常駐できる執務スペースを確保してください。

b 受付窓口

事務室に併設し、公園利用案内や施設の利用受付業務ができる受付窓口を設けてください。

c 倉庫

公園の維持管理に必要な倉庫を設けてください。

d 多目的トイレ

公園利用者と管理者が利用可能な多目的トイレを1基設置してください。子ども連れの利用者に便利な機能を提案してください。

e 会議スペース

指定管理者の他、本市が利用可能な会議スペースを設けてください。

公募対象公園施設内でスペースが確保可能な場合は省略することも可能としますが、会議情報の漏洩防止のため、個室もしくは目隠しとなるようなパーティションの設置などの対策を講じてください。

f 授乳室

乳幼児を連れた公園利用者が利用可能な授乳室を設置してください。多目的トイレとは別の部屋として提案してください。

ウ インクルーシブな遊び場に対応した遊具

(ア) インクルーシブな遊び場に対応した遊具は1 (3)【事業対象区域】「**☒ 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア**」に指定された場所に設置してください。

(イ) すべての子どもが一緒に遊べるような遊具を提案してください。また、安心して子ども達が遊べるように、遊具下にはクッション性がある舗装を提案してください。

エ 駐輪場

1 (3)【事業対象区域】「**☒ 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア**」に指定された場所に、公園利用者のための自転車駐車を20台程度が駐輪できるように整備してください。

オ 休養施設

既存の休養施設（特にベンチ）の老朽化のため、公園内のすべてのベンチを対象とし、改修する提案をしてください。但し、公募対象公園施設内等でベンチ等の座る機能を別途確保する場合は、従前のベンチの数を減らすことや位置を変えること、可動式の椅子やテーブルに変更することも可能です。

カ メイプルリーフ

メイプルリーフのモニュメントが老朽化しているため、魅力あるシンボル施設として改修する提案をしてください。

(4) 特定公園施設の建設について【任意提案施設】

ア 賑わいの創出に資する施設

施設を提案する場合は、芝生広場、バラ園、シバザクラの魅力を損なわないように配置やデザインを検討してください。また、マルシェや発表会など地域の住民の活動の場としても利用できるような施設や運用としてください。電源を設置することも可とします。

イ ウォーキングを促す施設や健康遊具

ウォーキングコースを提案する場合は、既存の園路を活用してください。新たな園路の整備は不可とします。既存の園路を活用する場合は、距離表示の設置等、利用者の活用が促進されるような工夫をしてください。

ウ その他

- (ア) 来園者に潤いや安らぎを提供できるようにバラやシバザクラの魅力を向上させるような空間整備の提案を求めます。
- (イ) トイレの暗さやプライバシーの配慮を望む声が度々聞かれますので、改善の提案を求めます。
- (ウ) 公園内の植栽地では雑草が生い茂ることが修景の課題となっております。植栽地の修景が、今より魅力を向上させるような整備の提案を求めます。

(5) 市による特定公園施設の整備費用の負担

本市が負担する費用の上限額は次のとおりとします。

特定公園施設の種類	特定公園施設の整備内容	本市の費用負担
必須提案施設	<ul style="list-style-type: none"> ・デイキャンプ場(バーベキュー場) ・公園管理事務所(パークセンター) ・インクルーシブな遊び場に対応した遊具 ・駐輪場 ・休養施設 ・メイプルリーフ 	費用の9割未満で、上限額 124,000千円(総額) (消費税及び地方消費税を含む。)
任意提案施設	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいの創出に資する施設 ・ウォーキングを促す施設や健康遊具 ・その他(バラ、シバザクラ、園路、トイレ、修景等) 	

※当該事業の令和5年度予算が成立しなかった場合は無効とします。

※本市の負担額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事内容の内訳を提出いただき、本市が金額を精査確認したうえで、本市と認定計画提出者で協議し、決定します。

※工事に際しての工事管理業務を含むこととします。

※上記金額には建築確認申請を含む各種許認可申請にかかる費用も含むものとします。

(6) 特定公園施設の使用料の額の最低額

特定公園施設を利用して物品販売等の収益事業を行う際は、施設の面積に対して、自ら提案した使用料単価(公園施設を管理する場合の単価)を乗じた額を本市に支払っていただきます。

使用料単価の最低額は以下の金額を参考に提案してください。

特定公園施設の使用料	1,520円/㎡年以上
------------	-------------

4. 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 看板又は広告塔の設置

公募対象公園施設の整備可能エリア周辺において、任意提案により利便増進施設として、猿渡公園内の催し物に関する情報を提供したり、収益性の向上のために必要と認められる看板又は広告塔の設置が可能です。

地域に関する情報や広告と併せて、自家用広告及び一般広告を掲出することも可能であり、その広告料は認定計画提出者の収入とすることができます。

公園区域内にあることを鑑み、色彩、意匠、配置は周辺の景観を阻害するものは控えてください。

(2) 利便増進施設を設置する場合の占用料

看板等の設置にあたっては、都市公園占用許可を受け、条例による金額を本市に納入していただきます。令和4年度においては次に示す金額になりますが、条例改正により金額が変更になる場合があります。

■ 占用料（表示面積 1 m²あたり） 2, 400円／年

5. 管理運営（指定管理者）に関する事項

（1）指定管理者が行う業務の範囲

ア 運営業務

（ア）園内案内、利用案内、窓口相談、接遇及び書類の受付業務を行ってください。

（イ）園内巡視及び利用指導、警備に関する業務を行ってください。

（ウ）デイキャンプ場（バーベキュー場）の運営に関する業務を行ってください。

（エ）公園施設利用促進のための提案事業実施に関する業務を行ってください。

イ 管理及び修繕業務

指定管理区域の管理業務、園内清掃。保守・点検・修繕業務、植栽地管理・剪定業務を行う。

ウ その他公園と友好の森の管理運営に必要な業務。

（2）指定管理者が遵守する法令等

指定管理者業務は、次に掲げる法令等を遵守し管理運営を行うこと。

ア 猿渡公園条例及び猿渡公園条例施行規則の規定に従って、公園の維持管理を行ってください。

イ 法その他の関係法令並びに条例及び条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行ってください。

ウ 施設を利用しようとする者に対して不当な差別扱いをしないでください。

エ 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱ってください。

オ その他市長が定める水準を遵守してください。

（3）都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、特定公園施設などの周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

（4）特定公園施設や指定管理区域の管理運営に関するその他の事項

猿渡公園を象徴するバラやシバザクラの管理について、費用が高額となっていることが課題となっています。バラやシバザクラの管理方法の工夫、資金調達方法、管理費削減等の提案をしてください。

（5）市による指定管理料の負担

指定管理業務に係る管理運営費用は、市から支払う指定管理料により賄ってください。ただし、提案事業の収益を指定管理業務に係る管理運営費用に充当することは可能とします。市が負担する指定管理料の上限額は提示しませんが、参考までに猿渡公園の管理にかかる費

用（年間）の概算を下記に示します。これを元に適切な指定管理料を提案してください。

■猿渡公園の管理に係る費用の実績

施設管理料（平成31年度～令和3年度実績の平均）	11,019千円
植栽管理料（平成31年度～令和3年度実績の平均）	21,271千円
光熱水費（LED化後の令和2年～令和3年度実績の平均）	1,331千円
修繕費（平成31年度～令和3年度実績の平均）	754千円

（6）提案事業

指定管理者のアイデア・ノウハウ等を活かし、自主的に企画・運営する事業（提案事業）を実施し、公園の賑わい創出及び魅力の向上を図る提案をし実施してください。年間を通じて四季折々のイベント等を企画し、本公園の利用促進を図るものを実施してください。提案事業で得られた収入は、指定管理者の収入とすることができます。

新設、既設の公園施設を活用し、近隣住民の迷惑とならない範囲での事業を計画してください。近隣公園としての位置づけをいかし、地域の人々も参加しやすい事業内容も検討してください。

※提案事業に係る経費に指定管理料を充てることはできません。

※キッチンカー等の出店を行う場合は、1店舗あたり1,010円の使用料を本市に支払っていただきます。

※興行を行う場合は1㎡あたり40円の使用料を本市に支払っていただきます。

（7）オープニングセレモニーの実施

認定計画提出者には、自らの負担により、供用開始に合わせ、オープニングセレモニーの実施をしていただきます。

（8）クリーンサポート刈谷との連携

刈谷市では、市内の道路・河川・水路・大型公園等の美化を目的とする草刈りや清掃活動など、市民のボランティア活動への支援をしています。猿渡公園でも活動するボランティア団体が存在しますので、連携を図り管理運営をしてください。

（9）デジタル化の取組について

デジタル化を積極的に取り入れ、経費の削減に努めてください。

6. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

ア 応募の制限

次に該当する法人等は応募者となることができません。またグループで応募する際の構成法人となることもできません。

- (ア) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人、又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人。
- (イ) この要項に基づく申請関係書類の提出日から選定結果の通知日までの間に刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条の規定に基づく資格停止処分を受けている法人。
- (ウ) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）又は施設に配置する職員が、次のaからcのいずれかに該当する法人。
 - a 破産者で復権を得ない者
 - b 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による手続き中の法人。
- (オ) 国税及び地方税について滞納がある法人。
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う法人。
- (キ) 選定委員会委員が法人の経営又は運営に直接関与している法人。

イ 応募者の資格

- (ア) 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- (イ) グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- (ウ) 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- (エ) 公園施設の管理・運営業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、公園施設の管理・運営について、過去10年以内に本業務と類似した管理・運営実績を備えることとします。
- (オ) 公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていて、かつ過去10年以内に公園また

は広場の設計・監理実績を備えることとします。

- (カ) 特定公園施設の建設業務を実施する法人は、令和4年度の刈谷市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、「土木一式工事」及び「建築一式工事」で登録されており、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事及び土木一式工事につき建設業の許可があり、営業年数が現在まで引き続いて3年以上あることとします。また、公募設置等指針の公開前において、資格者名簿に登録された建築一式工事の総合数値が800点以上であることとします。さらに、過去10年以内に公園または広場及び商業施設の建設工事实績（1件が5,000万以上）を備えることとします。
- (キ) 植栽地管理を行う法人を定めてください。当該法人のうち少なくとも1社は、災害時の迅速な緊急対策を行うため令和4年度刈谷市入札参加資格者名簿に、造園工事で登録され刈谷市内に本支店が登録されていること、もしくは過去10年以内に刈谷市が発注した「都市公園管理業務委託」又は「児童遊園管理業務委託」の実績を備えることとします。
- (ク) 公園管理運営士の資格を有する社員を公園に配置できること。
- (ケ) 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

ウ 応募条件

- (ア) 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- (イ) 募集説明会への参加が応募の必須条件となります。

エ 欠格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定から除外する。

- (ア) 提出された書類に虚偽の記載があった場合。
- (イ) 本市職員に接触（説明会等、正当な行為を除く）をした場合。
- (ウ) 選定を有利にするために、本件選定委員会委員に接触した場合。
- (エ) その他、不正行為があった場合。

オ その他

- (ア) 募集の概況、審査結果について、全ての申請者に公表する。ただし、刈谷市個人情報保護条例（平成14年条例第34号）第17条第5号に規定する事業者に関する情報を保護する観点から、選定された者以外の申請者名は公表しません。
- (イ) 提出された書類等は返却しません。
- (ウ) 提出期限後、申請書類その他の提出された書類の変更は、原則認められません。
- (エ) 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定委員会等で必要な場合には、応募書類の内容を応募者に断ることなく無償で使用できるものとします。
- (オ) 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とします。

(カ) 指定管理者として選定された者が、指定管理業務を開始するまでの準備に要する費用は、当該指定管理者として選定された者の負担とします。

(キ) 指定管理者として選定された者は、指定期間の終了に際し市又は次の指定管理者に対し、業務の引継ぎを行うこととします。

(2) 設置又は管理の許可

本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定計画提出者は、工事着手前に占用許可を得る必要があります。また公募対象公園施設開設前に公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。設置管理許可期間には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間は含まないものとし、工事期間中は占用許可において占用料を支払うこととします。

なお、公募設置等計画の認定にあたっては、選定委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、必要に応じ、本市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

※工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設を設置する場合は1㎡あたり240円(月額)の占用料を本市に支払っていただきます。

(3) 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

参考資料1：公園平面図

参考資料2：電気設備計画平面図

参考資料3：汚水設備平面計画図

参考資料4：給水設備平面計画図

参考資料5：既存施設図面：四阿（メインゲート、ミササガ市庁舎、シバザクラ側、デイキャンプ場）

参考資料6：既存施設図面：50周年記念モニュメント（塔）

(4) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者へ事業を承継させるか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

7. 公募の手續きに関する事項等

(1) 日程

公募設置等指針の公開	令和4年10月15日(土)～令和4年12月14日(水)
募集説明会申込期限	令和4年10月31日(月) 17時まで
募集説明会	令和4年11月2日(水)
質問書受付	令和4年11月2日(水)～令和4年11月8日(火)
質問書回答	令和4年11月11日(金)までに回答
公募設置等計画の受付	令和4年11月14日(月)～令和4年12月14日(水)
プレゼンテーション	令和5年1月20日(金)
公募設置等予定者等の通知	令和5年1月下旬
公募設置等計画の認定	令和5年2月頃
基本協定締結	令和5年3月頃
設計協議	令和5年3月頃～令和5年6月頃
占用許可申請	令和5年6月頃
認定計画提出者による工事	令和5年6月頃～令和6年3月頃
供用開始	令和6年4月頃

(2) 応募手續き

ア 公募設置等指針の公開

公募設置等指針については、本市公式ウェブサイトにおいて公開します。

期間：令和4年10月15日(土)～令和4年12月14日(水)

イ 募集説明会

募集説明会を以下のとおり開催します。事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

使用様式：様式A「募集説明会 参加申込書」

申込期限：令和4年10月31日(月) 17時まで

申込方法：郵送、電子メール、FAX又は直接参加申込書を持参。

アドレス：kouen@city.kariya.lg.jp

電話：0566-62-1023／FAX：0566-23-9331

申込先：刈谷市都市政策部公園緑地課

開催日時：令和4年11月2日(水) 14時～

開催場所：刈谷市役所701会議室

参加人数：1社あたり3名まで

ウ 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式 B「質問書」

受付期間：令和4年11月2日（水）～令和4年11月8日（火）まで

提出方法：電子メール

※件名（subject）は「猿渡公園質問」と記載してください。

アドレス：kouen@city.kariya.lg.jp

提出先：刈谷市都市政策部公園緑地課

回答日：令和4年11月11日（金）までに回答

回答方法：上記回答日までに説明会に参加したすべての団体に電子メールにて回答。

エ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和4年11月14日（月）～令和4年12月14日（水）17時15分必着

受付場所：刈谷市都市政策部公園緑地課

提出方法：窓口へ持参もしくは郵送（簡易書留で受付期間内必着）

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 公募設置等計画はA4判左綴じとし、ページを付して様式9で指定された枚数以内でカラー印刷して提出してください。正本1部、副本15部、テキスト情報を含んだ電子データ（CD-R）1部を提出してください。
- ・ 提出書類は全てファイルに綴り、関係書類一覧表の項目ごとにインデックスをつけてください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。特に主な整備がされる箇所のイメージパースは、計画が認定された際、オープン前の広報にも使用できるようなものを提出してください（例：リニューアルされたデイキャンプ施設や新設される施設のイメージパース）。
- ・ 公募設置等計画等関係書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式C）を提出してください。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式
1. 応募登録申込書	様式1
2. 指定管理者指定申請書	様式2
3. 誓約書	様式3
4. 委任状	様式4
5. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）	—
（1）定款又は寄付行為の写し	—
（2）法人登記簿謄本	—
（3）役員名簿	様式5
（4）法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	—
（5）財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近5年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	
（6）事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	
（7）財務状況表	様式6
（8）法人概要書	様式7
6. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）	—
（1）公園の管理運営の実績を証する書類	様式8-1
（2）一級建築士事務所登録を証する書類の写し	—
（3）公園または広場の設計・監理実績を証する書類	様式8-2
（4）建設業許可通知書の写し	—
（5）公園または広場及び商業施設の建設工事实績を証する書類	様式8-3
（6）「3 役務の提供等－1 建物等各種施設管理－10 植物管理－2 草地・樹木管理」の資格	
（7）公園管理運営士の登録証の写し	—
（8）労働保険料納付済証明書	—
（9）身元証明書（法人は代表取締役。その他の団体にあつては、その代表者）及び成年被後見人、被保佐人等でないことを証明する書類	—
7. 公募設置等計画	様式9

表紙	様式 9 - 1
(1) 事業の概要 (全体計画)	様式 9 - 2
①事業の実施方針	
②事業実施体制	
③緊急時の対応	
④SDG s への取組	
⑤施設の配置計画	
⑥スケジュール等	様式 9 - 3
(2) 公募対象公園施設に関する計画	
①公募対象公園施設の概要	
②集客数・売上額の根拠	
③整備計画	
④管理運営計画	
⑤図面 (イメージパース、各階平面図、 立面図、断面図)	様式 9 - 4
(3) 特定公園施設の建設に関する事項	
①施設の概要	
②整備計画	様式 9 - 5
③図面 (イメージパース、平面図等)	
(4) 利便増進施設の設置に関する事項	
①施設整備の概要	
②施設整備の考え方	様式 9 - 6
③図面等	
④管理に要する費用、広告掲載料	
(5) 指定管理に関する計画	
①管理運営計画	
②都市公園の環境の維持及び向上措置の措置	
③特定公園施設や指定管理区域の管理運営	
④提案事業	
⑤オープニングセレモニー	様式 10
⑥クリーンサポート刈谷との連携	
⑦デジタル化の取組	様式 11
(6) 資金計画及び収支計画	
(7) 価格提案書 (公募対象公園施設の使用料、特定公園施設の負担額、 指定管理)	任意
8. 代表法人の公募設置等計画を除いた収支計画 (5年間)	

(3) 事務局

刈谷市 都市政策部 公園緑地課 工務係
住 所：愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地
電 話：0566-62-1023／FAX：0566-23-9331
メールアドレス：kouen@city.kariya.lg.jp

(4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

(5) 審査方法等

以下の手順に従って審査します。

(ア) 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

(a) 公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること

(b) 記載すべき事項が示されていること

(c) 認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

d 経営状況について審査

財務諸表を参考に、安定して管理運営が行える経営状況かを審査します。

(イ) 第二次審査

第一次審査を通過した提案については「猿渡公園公募対象公園施設設置等予定者・指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者として3社を選定します。

(6) 選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

<選定委員会委員>

(敬称略)

役職等	氏名	所属等
委員長	瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
委員	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長
委員	近藤 克麿	朝日税理士法人 刈谷事務所 所長
委員	金子 孝子	半城土地区自治会
委員	正木 卓	高須地区自治会
委員	杉浦 世志朗	刈谷市観光協会 会長
委員	石原 章	刈谷市都市政策部長

ア 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、次頁に示す猿渡公園（ミササガパーク）Park-PFI 事業評価基準の評価項目に沿って評価を行います。なお、経営状況、全体計画、Park-PFI、指定管理の各項目の6割を最低合格基準とします。

猿渡公園（ミササガパーク）Park-PFI 事業評価基準

分類	評価項目		配点	
経営状況	経営状況		100	
経営状況 小計			100	
全体計画	基本方針・事業実績	基本方針	15	
		事業実績	5	
	計画内容	人員配置計画	10	
		配置計画	5	
	その他	緊急時の対応	10	
		SDG s への取組	5	
全体計画 小計			50	
Park-PFI	公募対象公園施設の 計画内容	必須提案施設の整備計画	10	
		必須提案施設の管理運営計画	10	
		任意提案施設の整備計画	5	
		任意提案施設の管理運営計画	5	
		収支計画	10	
		価格提案評価：公募対象公園施設の使用 料単価	5	
	特定公園施設の 計画内容	デイキャンプ場の整備計画	10	
		デイキャンプ場以外の必須提案施設の 整備計画	10	
		任意提案施設の整備計画	5	
	特定公園施設の 価格提案	価格提案評価：特定公園施設の刈谷市負 担額	5	
	Park-PFI 小計			75
	指定管理	管理運営計画	管理運営計画	10
公園施設の維持管理		施設、設備の維持管理及び清掃	10	
		園地及び植栽地の維持管理	10	
		公園の安全及び防犯対策	10	
その他の創意工夫		提案事業	15	
		バラとシバザクラの管理コストの低減	10	
指定管理業務の 価格提案		指定管理料提案額	10	
指定管理 小計			75	

イ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は本市ウェブサイトでご公表します。

ウ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針公開日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(7) 公募設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(8) 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

(9) 契約の締結等

ア 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

イ 占用許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の占用許可を得る必要があります。

ウ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

エ 指定管理者の指定

認定計画提出者は、本市による指定管理者の指定を受け、特定公園施設の管理運営を行っていただきます。ただし、指定管理者の指定は、市議会で可決されることを前提とします。

(10) リスク分担等

事業の実施における主なリスクについては、次頁の負担区分とします、ただし、認定計画提出者が請け負うリスクは、公募対象公園施設の範囲とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

ア 公募対象公園施設のリスク分担

項目	内容	負担者	
		本市	認定計画提出者
物価変動	設置等予定者決定後の物価変動リスク		○
金利変動	設置予定者決定後の金利の変動		○
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運營業務に直接影響を及ぼす法令変更		○
	当該事業にかかわらず認定計画提出者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金等）		○
施設修繕等	認定計画提出者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償。		○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕		○
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は認定計画提出者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人的な現象等に伴う業務の変更、中止、延期、臨時休業。		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の業務法規・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継費用の負担		○
債務履行	認定計画提出者の事由による業務または協定内容の不履行		○
損害賠償	施設、機械等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備または施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
第三者賠償	認定計画提出者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、認定計画提出者が負うべき責任のない第三者への損害賠償		○

イ 指定管理業務のリスク分担

項目	指定管理者	本市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 本市広報関係
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
施設の法的管理（行為許可）	○ 申請の受付及び申請者との 連絡調整等に関する事	◎ 許可に関する事
苦情等対応	◎	○
事故・事故対応	◎	○
施設の修繕等	◎ 予算の範囲内における 経常維持修繕工事	○ 大規模改修
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
損害賠償保険等への加入	◎	
包括的責任管理者		◎

※◎・・・主たる責任のある項目

○・・・主ではないが責任のある項目

（１１）法規制等

ア 提案内容は、都市公園法、刈谷市都市公園条例、猿渡公園条例、猿渡公園条例施行規則、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。

イ 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。